

## 独立行政法人の業務実績評価に関する総務省の意見について

### 1. 概要

厚生労働省独立行政法人評価委員会が評価（一次評価）を行った内容について、今般、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価（二次評価）を行い、1月21日付けで当省評価委員会あて通知された。

併せて、労働政策研究・研修機構の中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果についての意見についても当省評価委員会あて通知された。

### 2. 意見内容

#### ○ 全独立行政法人に共通する意見内容

##### ア 内部統制の充実・強化

- ① 今回は、監事監査結果を踏まえた評価について、各府省評価委員会における監事からの意見聴取の状況、監事監査結果の活用状況について整理。
- ② 多くの評価委員会において、評価委員会等に監事の出席を求め意見を聴取したり、監事監査報告の提供を受け評価に活用。
- ③ 今後の評価においては、監事から直接意見聴取等を行うことが望ましい。
- ④ 法人及び評価委員会の取組や監事と評価委員会との連携について、参考になる具体例を整理。

##### イ 保有資産の見直し

保有資産については、既往の政府方針等において、削減、処分等の見直しが求められてきたところであるが、保有の必要性等が疑われる事例あり。保有の妥当性等についてより一層厳格な評価が必要。

##### ウ 評価指標の妥当性

中期目標等の記載内容が年度計画の個々の評価指標に反映されていない等の例がみられたことから、今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標への中期目標等の反映状況をチェックした上で、厳格な評価を実施。

○ 独立行政法人の評価について個別に意見されたもの（抜粋）

【国立健康・栄養研究所】

- ・ 研究能力の向上のための措置については、現行の中期目標及び中期計画において具体的な目標が設定されておらず、平成23年度計画において「他の研究機関における研究者との共同研究及び若手研究者の責任ある立場での研究への参画を積極的に促すことにより、研究所の研究能力を向上させ、その応用・発展的な展開を図る。」とされている。

しかしながら、貴委員会の評価結果をみると、「若手育成型の科学研究費補助金10件」及び「助成事業における外部資金4件」を獲得した実績について評価しているが、これら補助金等の獲得件数を中期目標等の評価指標として設定していないことから、目標及び評価指標と実績との関連性が不明確となっている。

今後の評価に当たっては、過去の実績等を踏まえ、あらかじめ具体的な数値目標を設定させた上でその達成度を明らかにし、厳格に評価すべきである。

- ・ 将来の研究人材の育成については、現行の中期計画及び平成23年度計画において、研究員を広く大学院や関係機関等に年間100名以上派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元することを目標としているが、23年度の業務実績報告書では「71名」を派遣、「53名」を派遣との記述のみとなっており、目標である100名以上の派遣が達成されているかが明らかでない上、このことについて評価結果においても言及されていない。

今後の評価に当たっては、業務実績報告書等に数値目標に係る実績を明確かつ分かりやすく記載させた上で、その達成度についても評価すべきである。

【労働安全衛生総合研究所】

- ・ 本法人は、平成18年4月に旧独立行政法人産業安全研究所と旧独立行政法人産業医学総合研究所の統合により設立され、統合後のシナジー効果を発揮する観点から、第1期中期目標期間においては、法人統合による研究分野の融合や研究成果について評価・検証が行われており、現行中期目標及び中期計画においても、産業安全分野及び労働衛生分野それぞれの知見を活かした学際的な研究を積極的に実施するとしている。

しかしながら、学際的な研究に関する実績が明らかにされておらず、評価結果

においても言及されていない。

今後の評価に当たっては、中期目標に沿って、学際的な研究に関する実績を明らかにさせた上で、法人統合による研究分野の融合や研究成果についての評価を行うべきである。

#### 【高齢・障害・求職者雇用支援機構】

- ・ 離職者訓練業務の評価結果については、雇用・能力開発機構の廃止前の平成23年度上半期（23年4月～9月）はA評定（中期計画を上回っている）となっているが、この評価結果を受けた本法人の年間の業務実績に対する評価結果ではS評定（中期計画を大幅に上回っている）となっており、主として現行の中期目標で数値目標として掲げている受講者の就職率が、最終的に中期目標期間中最高の84.6%（上半期82.8%）になったことを高く評価している。

一方、現行の中期目標及び中期計画において「その割合の向上に努めること」とされている就職者のうちの常用雇用者の割合（以下「常用就職率」という。）は69.5%と、過年度の実績に比べ必ずしも高いとはいえない状況にあるが、年度計画において評価の視点とされていないことから、評価結果ではこの状況について直接取り上げていない。

このように職業訓練業務（学卒者訓練を含む。）については、現行の中期目標において、就職率を評価の視点の一つとしているが、高度なものづくりに特化した訓練を実施することが本法人のミッションの一つであることを踏まえると、常用就職率を評価の視点に加えて評価することが妥当と考えられる。また、職業訓練の実施機関であるポリテクセンター及びポリテクカレッジの業績をより厳格に評価するために、定員充足率の実態や推移を正確に把握・分析することも有効と考えられる。

なお、評価結果では、全国のポリテクセンター及びポリテクカレッジの個別の業務実績については評価の対象としていないが、地域ごとに産業の集積や雇用情勢等が異なることを考慮すると、個別施設ごとの業務実績も勘案して評価を行うことでよりの確かな評価につながるものと考えられる。

今後の評価に当たっては、常用就職率を評価の視点に加えることを検討させるとともに、定員充足率も含めた全国の各施設における業務実績を明らかにさせた上で、よりの確かつ厳格に評価すべきである。

### 【労働者健康福祉機構】

- 産業保健推進センターについては、中期目標期間の最終年度において、平成20年度実績に比べて運営費交付金（退職手当を除く。）のおおむね3割削減を図ることとされている。

しかしながら、産業保健推進センターに係る運営費交付金の削減については、進捗状況が明らかになっておらず、貴委員会における評価結果も不明である。

今後の評価に当たっては、中期目標期間終了時までの各年度における運営費交付金の削減額について、業務実績報告書等で進捗状況を明らかにさせた上で、評価を行うべきである。

### 【医薬品医療機器総合機構】

- 医療機器の承認審査業務については、中期計画において、デバイス・ラグを解消するため、平成21年度から申請者側期間を含む総審査期間を順次短縮していくとの目標が掲げられている。

平成21年度の当委員会意見として、貴委員会に対し、「目標未達成の場合における要因分析と改善方策を明らかにさせた上で、取組を厳格に評価すべきである。」との指摘を行っている。

しかしながら、改良医療機器（臨床あり品目）の審査期間のうち申請者側期間については、平成23年度計画の6か月に対して実績7.2か月、同様に後発医療機器の審査期間のうち申請者側期間については、23年度計画の1か月に対して実績2.3か月と計画を下回っているにもかかわらず、業務実績報告書において目標未達成要因の分析や改善方策が明らかにされておらず、このことに対する貴委員会の言及もない。

今後の評価に当たっては、総審査期間だけでなく、申請者側期間及び行政側期間それぞれの目標達成状況を確認し、実績が計画を下回った場合には、その要因分析及び改善方策を明らかにさせた上で、法人の取組について厳格な評価を行うべきである。

### 【医薬基盤研究所】

- 戦略的な事業の展開については、研究成果の水準が著しく高いこと、論文発表数が中期計画を大きく上回っていること、特許出願数が中期計画の半分以上を既に達成していることなどの実績や研究成果等の内容を高く評価し、S評定（中期

計画を大幅に上回っている)としている。

一方で、評価項目の一つである研究成果の普及及びその促進における業務実績をみると、①講演会、シンポジウム等の来場者数については6会場のうち、5会場において前年度実績を下回っている上、経年的に参加者数が減少しているものがある(霊長類医科学研究フォーラム、スーパー特区フォーラムin大阪フォーラム)、②研究所の一般公開における来場者数及び研究所への視察受入者数がいずれも前年度実績を下回っている、③薬用植物資源研究センターにおける講習会の参加者数は、前年度実績を下回っている上、経年的に減少傾向にあるといった状況がみられる。

これらの実績については、現行中期計画及び平成23年度計画に定める開催回数目標値(講演会等:年複数回、一般公開:年1回以上、講習会:年1回以上)は満たしているものの、参加者数については、23年度実績が必ずしも高いものとはいえず、この点について評価結果において言及されていない。

今後の評価に当たっては、講演会等の参加者数にも着目し、前年度実績を下回っているものや経年的に減少傾向にあるものがみられる場合は、その原因分析やその後の改善を促すような評価を行うべきである。

- ・ 希少疾病用医薬品等開発振興事業については、現行中期計画において、「関連企業に助成金申請の手引きを配布し、年1回説明会を開催すること」を数値目標として掲げているが、他の目標及び計画の内容は定性的なものとなっており、どの程度目標を達成しているかが明らかではない。

企業に対して助成金を交付するという事業内容を考慮すると、事業の成果を定量的に把握することが可能な指標を設定した上で評価を行うことが必要と考えられる。

今後の評価に当たっては、あらかじめ客観的な指標(数値目標)を設定させた上で、事業の成果をより厳格に評価すべきである。

- ・ 貴委員会の評価結果をみると、繰越欠損金(承継勘定約256億円、研究振興勘定約65億円)の解消計画が策定され、その解消に向けた取組が進められていると記載されているが、毎年度の納付額(実用化研究支援事業)や貸付金の回収額・件数(承継事業)の状況についての説明がみられず、解消計画の進捗状況が分かりにくいものとなっている。

今後の評価に当たっては、業務実績報告書等において納付額や貸付金の回収等に関する経年の進捗状況を明らかにさせた上で、解消計画に係る評価を行うべきである。

#### 【年金・健康保険福祉施設整理機構】

- ・ 社会保険病院等の譲渡については、貴委員会の評価結果をみると、引き続き地域医療に貢献することのできる譲渡条件の設定や職員の雇用の継続を図ったことなどを踏まえ、S評価（中期計画を大幅に上回っている）としている。

しかしながら、これらの業務実績は年度計画に従って行われたものにすぎず、中期計画を大きく上回ったとする根拠が明確にされていないことから、何ををもってS評価としたのか不明である。

今後の評価に当たっては、評価を行う指標や評価の根拠等を明らかにした上で評価を行うべきである。

#### 【年金積立金管理運用独立行政法人】

- ・ 「調査・分析の充実」に関する評価項目においては、基本ポートフォリオ等の運用戦略の策定や検証、リスク管理手法の改善を図ること等を目的とした調査研究について、取組結果のみをもって評価を行っているが、調査研究の結果どのような成果があり、法人業務にどのように活用されたのかの分析が行われていない。

今後の評価に当たっては、調査研究による成果やそれが法人業務にどのように活用されたのかを分析した上で、厳格に評価すべきである。

#### 【国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立国際医療研究センター、国立長寿医療研究センター】

- ・ 「臨床を志向した研究・開発の推進」及び「担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進」に関する評価項目においては、平成22年4月1日からの独立行政法人移行前の実績を勘案して数値目標が設定されているが、以下のとおり、当該数値目標を大幅に上回る実績を上げている状況がみられ、現時点では必ずしも妥当な水準ではなくなっていると考えられる。

- ① 基礎研究部門と臨床研究部門間での共同研究を年間30件以上行うことを数値目標としているが、6倍以上の実績を上げている（国立がん研究センター）。
- ② 平成21年度に比し、中期目標期間中に、臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計

数を5%以上増加させることを数値目標としているが、中期目標期間2年目の時点で52.0%増加となっている（国立がん研究センター）。

- ③ 循環器疾患の解明と医療推進に関する論文について、インパクトファクターが4.5以上の学術雑誌に年5件以上掲載されることを数値目標としているが、12倍以上の実績を上げている（国立循環器病研究センター）。
- ④ 国府台地区において、精神科救急病棟入院患者のうち重症身体合併症患者を5%以上受け入れることを数値目標としているが、実績が34.7%となっている（国立国際医療研究センター）。
- ⑤ 平成21年度に比し、中期目標期間中に、臨床研究実施件数及び治験の実施件数の合計数を10%以上増加させることを数値目標としているが、中期目標期間2年目の時点で63.1%増加となっている（国立長寿医療研究センター）。

今後の評価に当たっては、これらの数値目標が法人の業績を測る上で妥当な水準となっているかについて評価を行うべきである。

※ 厚生労働省では、中期計画の個別項目の進捗状況について「S, A, B, C, D」の5段階評価としている

中期目標期間における業務の実績に関する評価の結果  
についての意見

【労働政策研究・研修機構】

本法人については、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成23年12月9日付け政委第27号政策評価・独立行政法人評価委員会通知。以下「勧告の方向性」という。）の取りまとめに当たり、その組織及び業務の全般にわたる見直しの中で、個々の中期目標の達成状況をも判定する観点から併せて検討を行ったところであり、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第34条第3項の規定に基づく所要の意見については、勧告の方向性を通じて指摘したものである。

なお、勧告の方向性を踏まえて策定された新中期目標等に沿った業務の質の向上及び効率化が、的確な業務の進捗と併せて推進されるよう、貴委員会は、毎年度の厳格かつ的確な評価に努められたい。